

第2号様式

随意契約の内容の公表

担当部課	市長公室健康都市・スポーツ課															
契約締結年月日	令和7年12月10日															
業務名	城山テニスコート照明設備改修工事															
業務の概要	照明器具（4台）の更新															
契約金額（税込）	3,520,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。															
契約の相手方	宮永電設株式会社 尾張旭支店															
根拠規定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 <small>(該当する□欄に印をつけること)</small></p> <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第2号</td><td>その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第3号</td><td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。</td></tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 第5号</td><td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第6号</td><td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第7号</td><td>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第8号</td><td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第9号</td><td>落札者が契約を締結しないとき。</td></tr> </table>		<input type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。	<input checked="" type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
<input type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。															
<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。															
<input checked="" type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。															
<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。															
<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。															
<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。															
<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。															
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>経年劣化により照明器具24台のうち4台で断続的な不点灯が生じており、施設の適切な運営及び利用者の安全確保の観点から、緊急で対応する必要がある。</p> <p>令和7年11月19日付けの決裁に基づき見積徴収を二者に行ったが、いずれも予定価格の範囲外であり不調となった。緊急での対応が必要であり、再度二者への見積徴収を行う時間的余裕がないため、前回徴収した見積が最低価格であった一者を選定した。</p>															

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、市長公室健康都市・スポーツ課です。